

資本の企業会計法構造(その1)

工藤 市兵衛*, 早川 巖*

The Structure of the Business Accounting Method in the Capital (I)

Ichibei KUDO, Iwao HAYAKAWA

企業は、営利の目的をもって継続的に事業を行う人物・物的な組織体であるから、そこでの資本と利益の関係をめぐる諸問題は、企業の生理を形成するものとして、もっとも基本的である。この論文の研究対象は、直接には、企業の物的側面である資本と利益の関係が、その人的側面である出資者と債権者の利害の対立と、いかに交錯しているかという問題であるが、この問題の背後には、つねに「企業」そのものをひかえているので、窮極的には、これを通じて企業の本質を探究することを目指している。この論文ではこのような対象を把握するための方法的基礎として、資本と利益の概念及びその政策の問題をとりあげて考え、政策論としては、出資者(株主)と債権者の利害の対立関係の諸態様について考察する。

1. 序文 —資本概念と利益概念—

この論文の目的は、粉飾決算及び逆粉飾を防止する一助として、企業上の資本と利益が法的には、如何に構成され、取扱われるべきかという問題について研究することである。

企業は、継続的に計画的な意図をもって、「資本的計算方法」のもとに、営利行為を実現する一個の統一ある経済単位である。従って、資本と利益は、企業の活動を助成するものとして、もっとも基本的な地位を占めている。又、物的会社の経済的構造についての決定的概念である資本、利益及び配当は、会社法的考察の糸口であって、資本と利益の理論的な区別は、株式法的組織の基本的な支柱をうちたてるものである。

商法学は企業法学であり、会計学は、公的会計の特殊なものを除いて、企業会計学であると考えられるので、「企業」を対象とする社会科学であるということにおいて、両者は、共通の基礎の上に立っている。「資本的計算方法」というのは、まさに企業会計にはかならず、企業会計法は、これに関する法規の全体である。

企業会計法—商法の計算規定の目的は、二つあって、一つは、配当可能利益を、如何にして算定するかということであり、他の一つは、企業の実体を、如何に表示するかということである。従来は、前者に重点があって後者は比較的軽視されがちであったが、企業の所有と経営が分離し、有価証券取引が一般化することによって、大衆投資者を保護する必要が認識され、次第に後者も重視されるようになった。証券取引法の制定は、その端的なあらわれであって、それにもとづく、財務諸表規則

(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」)は、財務諸表の内容について詳細に、規定をおいている。

そして、この財務諸表規則には、会計学上の理論、ことに企業会計原則の影響が濃厚であり、しかも証券取引法は、商法と異質のものではないと考えられるので、この計算の表示の問題は、ことに会計学と関係が深い。

会計学の中でも財務会計の領域は、企業の計理の実体を、企業の利害関係者に報告するために、これを如何に把握し、如何に表示するかということが中心となるので、この点で、商法と、その対象を共通にしている。

このようにみえてくると、企業法学の一部としての企業会計法学と、企業会計学の一部としての財務会計学とは、少くとも、その対象において、同じ地盤の上に立っていることがわかる。即ち、その対象の面からみれば、会計学と商法学は、重なり合っており、従って、そのいずれを無視しても、この領域の研究は、成り立たないのである。

企業における配当客体としての利益をあきらかにし、かつ、企業の計理の実体を、その利害関係者の前に表示するために、費用収益の関係ならびに財産と資本の関係、いいかえれば、企業の基本的な財務諸表である損益計算書と貸借対照表を構成する諸項目と、その相互の関係についての考察が必要である。

財務会計および企業会計法の内容は、この問題を中心として展開する。

そこで、企業会計法の問題点について、商法が改正され、「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」の施行によって、多くの問題が解決されることにな

ったが、しかし、今後のもっとも重要な問題は、損益計算書の問題と、貸借対照表の「資本の部」に関する問題である。この論文が、資本と利益の問題を対象とするのは、利益の過大計上による粉飾決算、及び利益の過小申告による脱税という問題に着眼したものであって、財務諸表規則にいわゆる「貸借対照表資本の部」に包摂される資本、剰余金、利益および損益計算書に関する問題を取扱うこととなる。殊に、資本と利益をめぐる法律政策的問題、即ち、資本の分配可能性、資本欠損の填補、資本損失の賦課などの「資本をめぐる諸問題」、企業の収益力の表示、配当可能利益の算定、利益準備金制度などの「利益をめぐる諸問題」および、利益準備金の資本組入や株式配当などの「利益の資本化」の問題について、それらの制度的な側面に眼を注ぎつつ、研究することにする。

1.1 この論文の対象とする資本概念

(1) この論文の対象とする資本概念は、基本的には、企業の出資者による「出資の額」を意味する。従って、この意味の資本は、企業の営業活動の成果である利益をふくまず、利益とともに貸借対照表資本の部を二分する関係にある。しかし、出資の額といっても、出資の客体である個々の財産ではなく〔注1〕、それとの関わりを切断された貸方項目としての資本であり、かつ負債のような個別的な請求権ではなく、一体的な内容のものであって、その意味で、二重の抽象性を有する。それは、「営業生活の基礎」であるとともに、「損益算定の基準」としての意味をもつものであり、会計学上および商法学上の基本的な概念である。ことに、会計学的には、この意味の資本をいかに把握するかは、「資本会計」の中心問題であり、利益概念とともに、「基本的範疇」であるとされている〔注2〕。商法学上も、合名会社および合資会社について、定款記載事項、および設立登記事項として、「社員ノ出資ノ目的及其ノ価格」（商法63条、64条147条）を定めているのは、この意味の資本についての規定と解される〔注3〕。一般に、人的会社の損益は、この意味の資本を基準として算定される〔注4〕。

有限会社の資本も、資本額と社員の出資額とが一致している点でこれに近いが、不変性を有する「法定資本」である点が異り、更に「利益による持分消却」（有限会社法24条1項）によって、この関係は動揺する。

この論文で、「実質資本」という場合には、だいたいこの「出資の額」を意味するといつてもよいが、その内容を研究するのがまさにこの論文の課題なので、ここでは詳説を避け、次にこれと株式会社法上の所謂「法定資本」との関係について、ざっと問題点を指摘しておく。

(2) 株式会社法上の資本は、会社の保有すべき純財産の基準を意味する〔注5〕（財務諸表規則及企業会計

原則では、これを「資本金」と称している一財規49条、50条）。純財産額自体ではなく、その「基準額」であることに注意を要する。

レヴィによれば、資本 capital は、総財産または純財産の意味にも用いるが、法律上の意味は、「会社の目的のため、その構成員によって拠出 Contribute され、かつ原則として、『触れずに』 intact に維持されるべき金額 Sum である」とされ、この意味の資本は、通常、Share Capital (イギリス)、Capital Stock (アメリカ)、Capital Social (フランス)、Stamm Kapital (ドイツ) とよばれている〔注6〕。また、ヴェルナー・シュミットは純財産 Reinvermögen とその基準額たる法定資本 Grund Kapital とは、ほんらい別個のものであり、法定資本は、貸借対照表の反対側に、同額の借方項目が引きたてられるべき拘束額 Bindungsziffer として、これに対応する借方構成額の株主に対する純利益 Reingewinn としての分配を、その額まで排除するための技術的手段 technische Mittel であって、会社が少なくとも法定資本の額に達する純財産を保持していることを担保すべき計算上の数値であるとし、それは、基本財産 Grundvermögen、担保基金 Garantiefond、または、最小担保基金 Mindestgarantiefond などと表現されるとのべている。

かように、いわゆる法定資本は、借方の個々の財産との関係が切断されており、かつ負債のよに個別的な請求権の集合ではないという二重の抽象性をもち、更に、出資額（商法284を基準として定まるのが原則であるという意味では、先の実質資本と共通の性質を有するが、かならずしもそれと関係なくまったく形式的に維持されるという意味で、ノミナルな額である。従って、出資額としての実質資本が、いわゆる資本欠損が発生すれば、それによる財産の減少額に応じて減少するのに対して、法定資本は、欠損の発生によっても、当然には、減少せず、法定の減資手続を必要とし（商375条以下）、利益分配に先立って、これを填補しなければならない〔注7〕（商290条1項）という意味で固定的であり（資本不変の原則）、規範的な意義をもつ。即ち「資本の抽象性」のほか、かような「形式性」を有する点で実質資本と異なるわりである（形式的意義の資本）。

この論文では、実質資本と区別するために、かような法定資本を形式資本とよぶことがある。

さて、この法定資本は、如何なる性質と作用をもつものであろうか。

人的企業 individual enterprise に関するかぎり、その計算関係に対する法的干渉は、強くないのが一般であって、「出資者による資本の引出」を妨げる理由もない。その出資者は、企業の債務につき、直接無限の責任を負うからである。

これに対して、有限責任会社は limited liability Company にあっては、その資本に対応する純財産のみが信用の基礎となるので、法はその設定 raising と維持 maintaining についての諸原則をうち出すことになり、この段階における会社資本の主要な目的は、債権者に対する財産的責任の基礎、株主等の出資者の人的責任の代償として、負債と資産の等価物または「裸の支払能力」bare solvency を超える「純財産の余裕」a margin of net assets を企業に維持することである〔注 8〕。この点について、バラントインは、次のようにのべている。「資本侵害 capital impairment を防ぐ規制は、長い間、利益配当の基本的な制約として存在した。法は、債権者保護のために負債を超える資産価値に、『ある余裕』Some margin を設定、抛出、維持せしめることを企てて来た。有限責任をもって企業に参加するという魅力的な特権は、一般会社法のもとにあらゆる希望者に開放されている。しかし、法は企業に対して、ある最小限の出資の実行と、その維持を要求することによって、債権者を保護せんとする。組合企業者 partners がその債務につき有した人的責任からの免脱は、『利益参与者』profit sharer が、同時に、『危険負担』risk taker であるという条件のもとにおいてのみ容認せられる」〔注 9〕。

かくして、出資を基準とする実質資本として把握され、「損益算定の基準」であったところの資本の上に、「債権者のための共同担保という異質的な、しかし、非常に強力な政策的要請が結びつけられることになった（人的責任 personal liability の代償）。

1828年の有名な Wood 対 Dummer 事件において、「法は、かれらを個人的責任から解放し、その代りに資本 Capital Stock を代置する。信用は、返済の唯一の手段たるこの資金に対して大衆によりあまねく与えられる。しからざれば、なにゆえに法によって資本が要求されるのか。もし株式が払込まれたすぐ次の日に、会社の債務を完済することなしに、株主によって、資本の引出が行われうとするならば、なにゆえに、その額は、かくも周到に定められ、その払込は、かくも執拗に要求されるのか」というストーリー story 判決にも、この趣旨があらわれている。これが、いわゆる「信託基金理論」trust fund doctrine である。ただ、この理論は、すでに述べた資本の抽象性を理解せず、具体的財産と資本とを結びつけた点か、誤りであると批判されている。債権者の請求権の対象は、ひとり資本に相当する資産に止まるものではないからである〔注10〕。しかし、それにもかかわらず、この理論は、資本を会社財産の分配に対する一個の制限として、それを超える財産——剰余 Surplus のみを分配可能とし、財産がこれを下廻る場合には、分配をなしえないという基準額として把握した点

で意義があり、今日の各国の制定法に継受されているのである。

ここに、資本に対する法的規制がはじまり、資本は、もっぱら債権者保護という第一目的のためにこれを維持することが要求せられ、配当は、たとえ定款でそのような支払をみとめている場合でも、資本からはこれをなしえないとされ、会社財産の分け前に対する債権者の優位、出資者の劣位が確立する。

つまり、「総出資額」Gesamteinlageziffer という本質的な要素の上に、債権者に対する「責任数額」Haftungsziffer という異質の政策的な要素が結びつけられることによって、資本は二重の性格を帯びるに至ったのである。

「出資額」は、貸借対照表貸方において、「資本」として抽象的にとらえられているとはいえ、ほんらいは、借方側へ具体的な財産を提供したという実質的な基礎の上に立っている。ところが、債権者保護のための法的な要請は、これに結びつく理論上の必然性があるわけではなく、ただ一定の財産を会社に確保することにより、有限責任の代償を債権者に与えられれば足りるという便宜的、政策的な問題である。しかし、いったんこの要請が「出資額」に結びつけられると、これに内在する「恒存性」Beständigkeit のゆえに、資本は、その動的性質を失ってしまう。資本は利益とは異って、ほんらい自己保在性を有するものであるとしても、その程度は、政策によって、濃淡さまじまに色どられることになるのである。

〔注 1〕大住達雄・株式会社社会計の法的考察36頁

〔注 2〕丹波康太郎・資本会計29頁以下

〔注 3〕石井照久編、商法上、法律学演習講座 202頁

〔注 4〕石井照久、商法 I 531頁

〔注 5〕矢沢「計算規定に関する若干の問題点」商事法学務78号

〔注 6〕Levy, Private corporations and thier Control, 1950. 295頁

〔注 7〕武市春男「イギリス会社法」188頁以下
小町谷操三「イギリス会社法概説」84頁以下
イギリス法では、資本の減少に、定款変更と、裁判所の許可とを要し、債権者の異議申立がみとめられている。この点について、武市春男「イギリス会社法における資本の概念」中京商学論6巻2号49頁

〔注 8〕Ballantine, on Corporation, 1946. 570頁

〔注 9〕Ballantine, on corporation, 1946. 570頁

〔注10〕山口定男「アメリカ会社法における配当制度」英米会社法 124頁、長谷川雄一、米国会社法の概要59頁

I.2 資本と株式の関係

〔1〕資本は、かくのごとく、より高次の抽象の段階へと、次々に変容していくのであるが、もっとも形式的な法定資本も、それが「出資額」と結びついているかぎりでは、たとえこの結びつきが必然的なものではないにせよ、¹なお何ほどかの実質的意義を内在せしめていた。ところが、無額面株式の導入は、このわずかながらの実質性のきずなをも断ち切った。いわゆる「資本と株式の切断」という現象がこれである〔注1〕。

現行株式会社法上も、原則として、資本は、出資額を基礎とするが（商284条の2Ⅰ項）、次の場合には、この関係が破れるとされる〔注2〕

- (1). 無額面株式を発行する場合に、その発行価額を資本とせず、その四分の一以下の限度で、払込剰余金を設定するとき（商284条の2Ⅱ項）
- (2). 準備金の資本組入を行って、しかも新株を発行しないとき（商293条の3Ⅱ項）。
- (3). 株式数も株式額もともに動かさない単純な資本の減少（抽象的減資—株式の減少を超えて資本を減少する場合も同じである—減資差額発生）。ただし、額面株については争いがある〔注3〕。
- (4) 利益により株式を消却したとき（商212条Ⅰ項）（なお商210条Ⅰ項）。
- (5) 償還株式の償還による株式消却（商222条Ⅰ項）。
- (6) 転換株式の転換の結果、株式数に変動が生ずる場合（商222の2）。

このような切断の態様のうちで、もっとも基本的なものは、いうまでもなく無額面株式の問題である。

ほんらい、株式の価値は、会社の純財産—自己資本の量に対応するものであるから、額面とは特に関係がない。「額面」は、もともと、株主が²どれだけ会社に出資したかという歴史的事実またはどれだけ会社に出資すべきかという責任額の限度を示す点に意義があり、かつそれにすぎないものであったが、株式がプレミアム附で発行されるようになると、出資額との結びつきさえもなくなり、けっきょく、ひたすら債権者保護のために奉仕するための抽象的な法定資本の額を定める基準であるというだけのものとなった。現行法における額面の意義は、かような法定資本構成額の基準であるほか、株式の最低発行価額を拘束する（商202条Ⅱ項）という意義をもち、かつ、これを券面に表示するという作用があるが、この拘束も、けっきょく債権者保護のための資本維持の要請にもとづくものであり、それゆえにまたその到面への表示は、むしろ有害であるといつてよい。

このようにみえてくると、額面株式一本の時代に、すでにその額面の本質は、「出資額」としての実質資本よりは、「債権者」のための形式資本への結びつきの方に重

点があったわけであり〔注4〕従つて、「株主の出資」という関係では、額面は、理論上の意味をもたない。

債権者保護ということは、もっぱら政策の問題であるから、より合目的な方法があれば、それにとって代られるのが自然のなりゆきである。かようにして、無額面株式の制度も、すでに額面株式の中に内在していた株式の本質が、附随的な外殻を破って顕在化したものであるにすぎない。法定資本と株式との関係が本質的でないのとまた違った意味においてはあがあるが、株式とその額面との関係も、本質的ではないのである。

額面株と無額面株の差異をすっかり洗い落してしまつて後に残るものが、まさに株式の本質であつて、両者の差異の分だけ、額面株の不合理性があるわけである〔注5〕。無額面株の本質を、上のように考えると、その他の「切断」の態様は、むしろ当然の結果であつてあやしむに足りない。

かくて、現行法上の法定資本は、「出資額」という実質的基礎から絶縁され、政策的な目的のために、一定額の財産を借方側に確保するためのノミナルな基準となり、資産または負債の変動からはもとより、出資—株式の変動からも解放され、つねに、一定の額を保つことになる。それは、前述したような「二重の抽象性」と「形式性」のほか、出資額と関係がないという意味でも、また形式的であり、いわば「二重の形式性」をもつ。それはまさに「形式資本」の名にふさわしい。現行の法定資本が、この意味で、「資本を株式に分割する」旧株式会社法上の資本、または、出資の総額からなる有限会社法上の資本とは、性質を異にするにいたつたことは注目すべき点である。

ヒルズは、かような「切断」の関係を次のように説明する。「表示資本 Stated Capital は、ドル又はドル価値におりる数額である。それは、株式 Share Stock（授權株式、発行株式、または払込済株式等いっさいの株式概念）をさすものではなく、また資産 assets、負債 liabilities ないし純財産 net worthなどを意味するものでもない。表示資本は、原始発行における株式の対価の受領に関して発生し、株式配当、Share dividendsの支払による剰余金からの組入、および転換の決議などによって随時増加する。しかし、いったん発生した以上、その数額は、適法な会社の処置によって変更されないかぎり、かつ変更されるまでは維持される。従つて、表示資本は、株式または、株式の種類をあらわさず、また株式に対しても、従属関係を有しない。」かように、法定資本を、債権者のための“A margin of Safety”としてとらえれば、それを株主の出資額に結びつける理論的な必然性がないのは当然である。この marginを定めるにあたって、何を基準にするかは、もっぱら便宜の問題である。ところが、上のように実質資本と形式資本は、す

でに遠く乗離しているのである。

前法律的、前会計的に、具体的な財産額を意味した「資本」について、会計はこれを貸借対照表貸方における「出資額」として抽象化し、法は、これに有限責任の代償として政策的に、「債権者保護のための財産確保基準」を結びつけることによって、その可変性を奪い、更に資本と株式の関係の切断によりこの「本質的な出資額」と「政策的な基準額」とは切り離され、完全にノミナルな数額としての後者が、「株式会社法上の資本」の名を独占することになった。（このことは人的会社の資本と比較すると一層顕著になる。）

ほんらい資本であった「出資額」からみれば、「ひきしを貸して、おもやをとられた」という事態になったわりである。

けっきょく、現行法上の法定資本は、実質資本たる出資額とも、株式とも、理論上の関係をもたない出資額を、一応、資本額の基準としているのも、単に便宜的なものであるから、商法上の株式の変動、たとえば株式の併合は、分割の反対であるにすぎず、これを資本の減少と結合つけている法の態度（商 377条）は、もとより本質的なものではなく、また株式配当についても同じことがいえる。この関係については、次のバラントインの説明が適切である。「法定または表示資本 legal or stated Capitalは、発行株式につき、設定され（establish）付加 add to される。それは、株主による資産の引出を制限し、企業に留保すべき純資産または価値の限界を画する。法定資本は、ある数額 an amount, ある制限 a limitation であって、現実の資産 assets または財産 property ではない。この margin は、債権弁済のため、Safeguard となり、配当の制限となる。法定資本の額は、必ずしも会社財産の増加を伴わずに増加しうるし、また財産の分配、減少を伴わずに、これを減少することができる」〔注 6〕。（ここで、「会社財産の増加を伴わない資本の増加」が、準備金の資本組入および株式配当を意味し、「会社財産の減少を伴わない資本の減少」が、いわゆる抽象的減資であることはいうまでもない。）

会社の「法定資本」と具体的な「純財産」との関係は、紙コップとミルクとの関係に似ている。コップから受皿に溢れたミルクは、利益であり、ミルクがコップの上辺に達しなければ、それだけ、いわゆる「資本の欠損」があることになる。紙コップ自体は、適当な線までハサミで切ってしまうこともできるが、それには特別の手段を必要とするのである。法定資本は、あくまでも、「枠」であるにすぎない。

〔2〕いわゆる「資本三原則」のうち、この論文に関係があるのは、資本充実の原則 Grundsatz der Bindung des Grund Kapital と資本不変の原則 Grundsatz

der Beständig Keit des Grund Kapital である。そして、この両原則は、次のような関係にある。

「不変の原則」は、貸借対照表貸方における抽象的な法定資本 Grund Kapital の額の減少を、減資手続によるほかは、これをみとめないということをその内容とする。従って、正確には、「資本不減」の原則というべきものである。

この原則は、強度の政策的要請にもとづくものであるから、法律上はもとより、会計上も、株式消却または自己株式の取扱に関して、影響を及ぼす。

「充実の原則」は、不変の原則によって維持されている貸方側の抽象的基準額に達するまで、借方側に具体的な財産を確保しておくべきであるかということとその内容とする。従って、正確には、「資産充実」の原則というべきものである。資本の欠損の填補という観念は、この原則を反映している。

いわば、「充実の原則」は、紙コップにミルクをみたくしておくことを命じたものであるのに対し（借方）、「不変の原則」は、この紙コップをみだりに切ることを禁じたものである（貸方）。

これらの原則が、企業の財産的基礎を強固にし、債権者を保護するための政策的要求の反映であるとすれば、この「枠」である法定資本は、多いほど効果的なはずである。従って資本の減少を禁ずるという意味での不変の原則は、一般にこれを貫かなければならない（反対に、資本の増加を禁ずる理由はない）。

これに対して、充実の原則は、どうであろうか。

これについては、株式の割引発行——いわゆる水増株 Watered Stock の問題がある。割引発行をうけた株主が額面との差額を払込む義務があるかどうかという問題は、アメリカで古くから論ぜられてきたもので、さきに挙げたウッド事件当時は、非常に困難な問題と考えられていたが、現在ではむしろ、有限責任の代償として、株主に額面に相当する額の払込義務を課するという方向と、それとは逆に、額面のような不自然な数額よりも、むしろ会社の資産そのものに着目していこうとする方向との、二つの政策的な見解があるといわれている。

イズレールズは、貸借対照表上の1,000ドルの資産が、資本 Capital と剰余金 Surplus とに分割されるかどうかによって（払込剰余金からの配当を、制定法が認めない限り）、債権者が害されることはないはずであり、1,000ドルと表示されているにもかかわらず、実際には、500ドルの価値しかなく、その結果、支払不能になって債権者を害するとしても、それは貸借対照表インフレーション（B/S 借方—筆者）の問題であって、貸借対照表貸方に、これを如何に表示すべきかの問題ではないという〔注11〕。つまりイズレールズは、貸方における「資本不変」の側面と、借方における「資産充実」の側面

とを分析しているのだから、その点では、まさに本質を衝いているが、ただ払込剰余金からの配当を禁じて、これは欠損填補その他に使用しうるのが通常なので、そのかぎりでは、貸方のいかなる部分を資本とし、いかなる部分を剰余とするかは政策的に意味がないわけではない。

会社の設立に際しては、まったくのゼロから出発するのであるから、「有限責任の代償その他の政策的要請にそうために、株式引受人をして、一定額の財産を払込ませることが必要であることはいままでもない。」

これに対して、新株発行の場合には、事情は異なる。この場合には、法定資本に見合う一定の財産が、すでに確保されているのであるから、割引発行をみとめても、少くともそれによって、「資産の充実」を害することはないはずである。割引発行の極限として、発行価額ゼロで発行した場合を考えてみても、株式数と資本額が増加するだけであるから、その本質は、「株式分割」と「法定資本の抽象的増加」の複合であって、それによって、「会社財産」が減少するわけではないことに注意を要する。このうち株式分割が、債権者を害しないことは、いまでもないから、資本増加の問題だけが残る。ここに「抽象的資本増加」というのは、払込とは無関係に、法定資本額だけを、一方的に増加することで、それには2つの場合がある。

第一は、会社が法定資本額を超える純財産（すなわち「剰余」 Surplus）をもっている場合であって、この純財産は、貸方側の準備金と留保利益に見合っているわけである。従って、抽象的増資の額が、この準備金プラス留保利益を超えない場合には、この増資の本質は、「準備金または留保利益の資本組入」であって、「新株発行を伴う準備金の資本組入」又は、「留保利益の資本化としての株式配当」の場合と変りはないはずである。抽象的増資をこのように構成すれば、その増資の効果は、会社の「法定資本の増加」と「準備金または配当可能利益の減少」であるから、株主には不利であるとしても、債権者を害するということはないはずである。従って、かような場合には、少くとも、「債権者保護」とか、「会社の財産的基礎を強固にする」とかいう理由では、「割引発行」または「無対価発行」を禁圧するいわれはない。むしろ逆に、かような新株の割引発行によって、かえって、債権者の共同担保の額は増加し、会社の財産的基礎が強化されるという皮肉な現象が生ずることに注目すべきである。

第二は、会社の純財産が、法定資本を超えない場合、又は超えてはいるがその超過額を超えて抽象的増資を行う場合である。この場合にも、すでに会社に何ほどの財産が確保されているわけであるから、少くとも、この増資によって、財産がそれ以下に減少することはないはずである。この増資の本質は、「資本欠損の発生または

増加」であるが、増資をするかしないかは、会社の自由であるから、増資によって、何らの「財産の増加」がないとしても、一方に何らの「財産の減少」もないのであるから、会社の財産的基礎を弱体化することはなく、債権者の利益を害することもない。「資本欠損の発生または増加」は、「資産の減少」・「負債の増加」または「資本の増加」のいずれかによっておこるが、このうち債権者を害するのは、前二者を原因とする場合だけであって、「資本の増加による資本欠損の発生または増加」は、それらとは性質を異にする。これは、紙コップの内容を変えないで、コップの縁だけを高くしたわけであるから、この増資の実質的な効果は、「将来の利益配当の拘束の強化」であって、株主には不利であるが、債権者にとっては、かえって、有利であるといわなければならない。

従って、第二の場合にも、通説のように、「債権者保護」とか、「会社の財産的基礎の弱体化の阻止」ということを理由として、割引発行または無対価発行を禁ずるいわれはない。

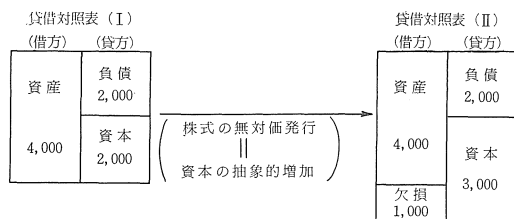
むしろ、以上いずれの場合にも、株主の配当請求権を確保するという「株主保護」の観点から、かような割引発行が、取締役会の決議によって行われることの方に問題があるのである。なお、厳密に言えば、第一の場合にも、まず観念上「欠損」が発生するのでただそれが準備金または留保利益をもって填補されるという点が第二の場合と異なるだけである。

いいかえれば、第一の場合と第二の場合との実質的な差異は、準備金をふくむ「剰余」がこの「欠損」を超えるか否かにある。超えない場合にはその限度で「資本の欠損」となる。

このような「資本の欠損」を生ずる第二の場合において、現在または将来の債権者の利益を害する可能性がもしあるとすれば、法定資本額の水増し表示のために、企業に対する信頼を欺くという点であろうが、これも、法定資本の本質を、この論文のように理解すれば、債権者の共同担保として意味があるのは、その基準額にすぎない貸方側の法定資本ではなく、まさにその実体であるところの借方側の「資産」の額と内容とであって、以上の関係が、「資本の欠損」として正当に表示されるかぎり債権者の信頼を害することはないのである。

次の図からもわかるように、それぞれ割引発行による資本の抽象的増加の前後を表す貸借対照表（Ⅰ）と貸借対照表（Ⅱ）では、資産の額は同じであり、ただ資本が1,000だけ増加して、これに見合う欠損の限度で、将来の利益配当を減殺するのであるから、現在または将来の債権者にとって貸借対照表（Ⅰ）よりも貸借対照表（Ⅱ）の方が有利であることはあきらかである。更に、会社の正味資産が2,000であることは（Ⅰ）の場合だけでなく

（Ⅱ）の場合にも明瞭であって、それによって将来の債権者の信頼を害することはないであろう。



また、現行法では、額面株について、額面の最低限が定められ、かつ券面額以下の発行を禁じているが（商202条Ⅱ項、Ⅲ項）以上のように考えると、額面というものも、設立に際しての無額面株式の最低発行価額に対応するものとしての役割以外には、格別の意味がないように思われる。額面株も無額面株も、その本質には差異はないのであるから額面株についてだけ、かような拘束を設けることは、いかにも不自然であり、結果的には、両者を平等に扱う必要から、この両方を発行する場合には、額面株のこのような拘束が、事実上、無額面株の上にもかぶって来て、無額面株の妙味が失われ、法の本旨にそむくことになろう。無額面株についての「最低発行価額」の拘束が、会社の設立に際してだけのものであって、新株発行の場合には及ばないことは、この論文の立場からみて、注目すべき点である（商166条Ⅰ項）。

もともと、株式会社における通常の株式発行は、その「営業資金」の調達方法として意味がある。

この点では、設立に際しての発行も、新株発行も同じであるが、設立の場合には、物的会社における債権者保護をはかるための「担保財産の確保」という政策的な要請が、この「営業資金の調達」に結びつけられるのである。

換言すれば、「会社設立に際しての株式発行」の実質的意義は、「営業資金の調達」プラス「担保資金の確保」にあるのに対し、「会社成立後における株式発行」の意義は、ただ単純に、「営業資金の調達」にあるといわなければならない〔注7〕。

従って、すでに、ある程度の担保財産が存在し、かつそれが不変原則と充実原則（狭義一配当規制としての充実原則—商290条）とによって、確保されている会社成立後の株式発行の場合には、その発行は、あらたな「営業資金調達」の方法にすぎないのであって、対債権者の問題ではなく、その上に更に、「担保財産確保」という政策をつけ加えるのは、屋上屋を架するに止まり、特に積極的意義を持たないものであるから、設立についての規制を新株発行に準用している現行法の立場は厳格にすぎよう。又、解釈上もこのような規定に違反した場合につ

いて、一律に新株発行を無効にすることには疑問がある。

これに対して、設立の場合には、一定の「担保財産の確保」と言う要請は不可欠なものであるから、現行法の規制でも、なお不十分であって、確保すべき資産額としての資本の最低限を法定することが是非とも必要である。そして、その最低限は、段階を設けてもよいが、それによって会社の債務負担能力を制約するということ（資本と負債の比率によって）も考えられよう。現行法のように、払込の確保について、いかに厳重に規定しても、確保すべき資産の基準となる法定資本そのものの絶対量を、いくらでも小さくすることができるのでは、法の意図する政策的効果は期待できない。

このような関係は会社の合併に際しての場合には一屆ははっきりする。合併に際して（吸収合併の場合を考える）消滅会社に資本の欠損がある場合に、この欠損の分を水増して株式を発行するのは、違法である。しかし、その違法性の根拠はそれが資本充実を害するというところにあるのではなく、存続会社が消滅会社の負債を承継する結果、存続会社の従来からの債権者の有する債権の価値が相対的に低下することを防止しなければならないというところにある。右のような欠損のある消滅会社であっても同時に全然負債がないとすれば、この合併によって存続会社の現在及び将来の債権者を害することはないはずである。

ただ、このような合併は、存続会社の従来からの株主の有する株式の価値にも影響をもたらすことに注意すべきである。たとえば、上の消滅会社に全然負債がなくても、その株主に対する欠損額に相当する水増発行があるかぎり、存続会社の株主は害されるであろう。あたかも、株価が会社の「純資産」に見合っているように、会社に対する債権の価値は、会社の「全資産」に見合っているのである。この各々の「見合い」はそれぞれのエクティティ（「割合的利害の範囲」又はこの意味で「持分」と言ってもよい）を表象している（エクティティ的把握）。株主と債権者のエクティティはそれぞれ異っており、「財産の増加に比例しない株式の増加」は、割合的単位としての一株の価値を変動させるが、債権者の利害に関係がないのであって、債権者の利害に関係があるのは「財産の増加に比例しない負債の増加」である。

たとえば、それぞれ100万円で資本の欠損が30万円ある2つの会社が対一対一で合併し、法定資本を200万円にするというようなことは、通説的な考え方からすれば、資本充実を害するものとして、否認されるであろう〔注8〕。しかし、この論文の立場からすれば、この場合には、「株式の価値」はもとより、（消滅会社の全債務を承継した場合であっても）、それによって会社に対する「債権の価値」の相対的な低下をみることはないの

であるから、先に述べたような通常の新株発行の場合と同様に、このような資本増加を否認する根拠はない。このことは、資本充実の問題というよりは、むしろ会社におこる債権者又は株主のエクイティをいかに確保すべきかという問題である。新株の水増発行は、以上に考察した様に少くとも理論的にはそれによって債権者を害することはないが、それによって『従来からの株主のエクイティ』を害することを否定しえないのである（株式数の増加は割合的単位としての一株の価値の下落をもたらすが、債権者の利害には理論上の、関係がないからである）。いわゆる「新株引受権」は、このエクイティを確保するために与えられる一つの手段であるところに、その実質的意義があるものと思われる。これに対して合併の場合には、「従来からの株主のエクイティ」のなかに「従来からの債権者のエクイティ」を害することもあるが、いずれにしても、それは、いわゆる「資本充実」の問題ではないのである。

このように、従来「資本充実」という大義名分によって画一的にかたづけられている問題も、実はその中に異質の要素をふくんでいることに注意しなければならない。少くとも、配当規制としての資本充実と、設立および新株発行に際しての財産確保のための資本充実とは分けて考える必要があり、そこから、更に後者については設立の場合と新株発行の場合（合併の場合をふくめて）とで、その意義を異にするものと考えられる。

以上の考察の結果いわゆる「資本充実の原則」は、次のように修正すべきであろう。

通常、資本充実の原則といわれているものは、実は、資産充実の原則であって、それが意味を持つものは、設立の場合だけである。

額面株の割引発行の禁止を始めとして、発行価額の全額払込、現物出資の全部履行の要求（商170項1条、172条、177条、I項・III項）、現物出資等の検査（商173条、181条、184条、185条）相殺の禁止（商200条II項）および発起人、または取締役の払込担保責任（商192条）などは、有限責任会社における設立時の財産的基礎を確保するために政策的に「資産」の充実をはかったものであって〔注9〕、すでに財産的基礎が確立している新株発行の場合についての、かような拘束の延長（商280条の7、280条の14、280条の8、280条の13）は、政策論としても疑問である（なお商280条の9参照）。ただし、以上の拘束のうち、現物出資の関係については、その評価が不公正となることによって、現金出資との権衡を害するおそれがあることから、新株発行の場合でも、その面からの規制は、なお政策的意義がある（商280条の8、280条の10、280条の11）、これも、債権者保護政策の問題ではないのである。

以上に対して、商法290条の配当規制は、借方側の具

体的な財産の問題ではなく、「貸方項目としての法定資本」（およびそれに準ずるものとしての「法定準備金」）に関するものであり、その意味では、「資本充実の原則」といってよいと思う。

ところが、「資本の充実」の方は、出資額の払込に際してだけ、便宜的に法定資本を基準としているのであるから、その後は、当然には資本との結びつきはないのであり、会社の財産が、法定資本額に比して、いかに小さくなくても——すなわち、資本の欠損がいかに大きくなって——債務超過でないかぎりには、いかんともなしがたいのである。法は払込に関するものは資本額を基準とした「資産の充実」については、何一つ配慮していない。

紙コップからあふれたミルクだけしか、飲んではいけないというのが本質的な意味での「資本充実の原則」で、紙コップそのものを、ハサミで輪切りにしてはいけないというのが「資本不変の原則」であって、この二つの原則は、紙コップ＝法定資本に関する点で共通である。ところが、法定資本の最低限を定めていない現行法上の「資産充実」の問題は、コップの内外には関係なく、ミルク自体の存在を問題にすれば足りる性質のものであるから（このことは新株発行の場合の株式引受人の失権について考えてみるとわかる—商法280条の9II参照）。コップの縁を延長しても、その影響を受けないのであって、最初にコップにミルクを注ぐときに、注いだふりをして、他へこぼしてしまっただけは、いけないということだけのことである。

そして、この論文で重要なのは、本質的な意味での「資本原則」としては、「法定資本の減少を禁ずる趣旨の資本不変の原則」と、これをバックアップする「配当要件としての資本充実の原則」の2つである。

〔3〕資本不変の原則は、法定の減資手続による場合を除いて、一切の場合に貫かれる。従って、「株主に配当すべき利益をもってする株式消却」商法（212条、222条）をすれば、株式数が、減少するほか、会社利益が減少するが、会社資本には影響がない。定款で、無制限に、この株式消却をみとめても、「資本原則」には解れないから、問題はないわけである。ただ、この消却の効果として、配当客体たる利益が減少する一方株式数も減少するから、資本に対する残留株主のエクイティが拡大する。そこで、毎期の利益によって、次々にこの消却をしてゆくと、その極限では、株式数がゼロとなるという事態がおこる。つまり、「株主なき株式会社」となるわけである。このような結果は、株式会社の本質に反するから、みとめられないとする考え方もあろう。しかし、一時的には、無人会社となっても、授權株式の枠が残っていれば、取締役会の決議によって、新株を発行することができるわけであるから（潜在的社団性）、かような一時的

現象をもってただちに株式会社の社团性と相容れないともいいきれない。これは、あくまでも例外的な現象にすぎないからである。更に、株式会社を財团的に構成する立場からみれば、このような現象も敢て異とするに足りないばかりか、これはまた、株式会社の財団性のあらわれということになろう。そして、このような場合にも、会社の財産的基礎は動かないから、それによって債権者を害することはないし、とくに弊害もないことを考えれば、あえて、このような結果を生ずる株式消却を否認する理由はないのであろう。しかし、また、別の見方をすれば、このような現象の発生は、これを財団として把握すべきかどうかは、しばらくおくとしても、少なくとも株式会社という企業形態が、法によって、人的な集団としてではなく財産的な集団としてとらえられていることの当然のあらわれともいえよう。人的会社では、社員個人の信用が重要であるけれども、株式会社のような物的企業では、その構成員としての株主の信用は問題にならない（それよりも、実質的には株主とは別個の経済的基礎に立つ会社経営者の人的信用の方が、実質的には意味があるくらいであるが）。株式会社において本質的に重要なのは、このような人的関係ではなくして、会社の財産的な関係であるといわなければならない。

株式会社と取引する者の関心は、「会社財産がどれだけあるか」ということにあるのであって「株主が何人いるか」ということにあるのではない。株主が一人でしかなくても、更に進んで、株主がゼロであっても、会社財産さえ十分にあれば、債権者は、安全であるが、財産が不足していれば、たとえ株主が何万人いても、けっきょく債権者は害せられる。

この何万人の株主は、一人も債権者に対して責任を負わないのであるから、対債権者関係ではゼロであるのと同じであって、そこが、まさに人的会社と異なるところである。このように考えると、法が、株式会社について、「社員が一人となったこと」を解散事由としていないのは（商404条Ⅰ項）、むしろ当然であろう〔注10〕。

これに関連して、一人会社の法人格を否認し、有限責任の原則の例外をみとめようとする見解がある（一人会社法人格否認論）〔注11〕。

この説の根拠は、一つは、右の社团性の問題であるが、それは本質論上のものであってそのほんらいのねらいは、有限責任の濫用から、企業の利害関係人ことに会社債権者をまもろうという政策的なところにあるようである。

しかし、一人会社の法人格を否認してみたところで、どうせ「わら人形」を仕立てることによって、これを潜脱することは容易であり、また、現在の株式会社制度の濫用は、一人会社というよりも、同族企業またはそれに類する「小規模企業」によって行なわれているのであ

て、単に株主が一人か二人かというような形式的な員数の問題ではなく、企業の財産的基礎の薄弱性とこれに対する法的規制の不備がまさに中心的な問題であることに注目しなければならない。

従って、今日の課題は、いかに一人会社の法人格をデイスリガードすべきかということではなく、株式会社の制度を有限責任の恩恵を享受するにふさわしい形態に、再構成するためには、いかにすべきかということである。

そのためには、株主が、実質的に第三者化していることを率直にみとめて、社員とか株主総会とか言う虚名を与える代わりに株式の本質である「利益配当請求権」を中心として、ことに会社の計算関係を充実することによってその再構成を試みる必要がある。そして、この場合には、すでに財産集団化している株式会社の実態に即して、株式会社を財団として構成し、信託の理論によって補充するというのも一つの道であろう。会社構成員たる株主の債権者化の傾向は、会社の社团性とは、相容れないので、ますます実態から遊離することになる。この点に関連して、いわゆる無議決権株（商法242条）が、存在する一方、アメリカのカルフォルニア法が、定款をもって社債権者に、取締役の選挙権その他の権利を与えることをみとめていることは、注目に値する。

一人会社は、社团性がないから、その株主に人的責任を負わせるという理論では、株主が一人なら責任を負うが、二人いれば、責任を負わないということになり、両者の弊害は、ほとんど異なることを考えると、これは、あまりにも形式的な議論であって、「社团性」ということに執着しすぎたために、物的会社の本質を見逃したものであると思う。

いずれにしても、「利益による株式消却」を、みとめる現行法において、ワンマン・カンパニーはもとより、ノーマン・カンパニー（無人会社）も少くとも一時的には可能であり、それによって、当然には、解散事由とならないものと解される。

〔4〕 いわゆる「抽象的減資」をみとめる立場からは、株式の増減とは無関係に、法定資本をゼロにすることも可能となる。

即ち、資本減少には、債権者保護手続（商法 376条）を必要とするが、債権者がいないか、または異議を述べない場合（商 100条Ⅱ項）には株主総会の特別決議だけで、減資の効力を生ずるから、その場合には、これをゼロにすることも考えられる。

しかし、これは、むしろ株式会社の資本に最低限を設けなかった立法の不備によるものというべきであろう。法定資本が、ゼロであるというような事態は、その後の取引による将来の債権者を害し、有限責任の財産的集団である株式会社の本質に反するからである。株式会社のような典型的な物的企業については、最低資本額を決定

することが、絶対的に必要である。現行法では、資本金3,500円の株式会社も適法に設立しうることになって、設立に際しての、資産充実に關する厳格な規制もほとんど意味のないものになってしまうであろう。

〔注 1〕 大住達雄・株式会社会計の法的考察47, 48頁

〔注 2〕 大住40~43頁矢沢亨「企業会計法講義」47, 48頁

〔注 3〕 鈴木竹雄会社法205頁

〔注 4〕 Ballantine. On Corporation P. 468

〔注 5〕 もちろん無額面株式にも欠点はある。この点について服部教授は立法論として両者の長所を採用した記載式無額面株に統一すべきであるとされる。服部「額面株式と無額面株式」民商34卷3号27頁

〔注 6〕 Ballantine, On Corporation P. 478,479

〔注 7〕 「事業資金」と「担保資金」の用例としては、大森忠夫・保険法360頁

〔注 8〕 会社法研究会「合併をめぐる諸問題」(上)ジュリスト228号12, 14, 15頁

〔注 9〕 しかも、これらの配慮も最低資本額が決定されていない現行法のもとでは実効性がうすい。このような資産の充実をを要求したところで資本金 3,500円 (500円×7) の株式会社をみとめるのではこれらの規定は底抜けである。

〔注10〕 なお、この点につき、大塚市助「株主の出資義務」株講 二卷 465頁

〔注11〕 Israels, Problems of par and no par share : A Reappraisal, 1947 47 cal. L. Rev. 1279